久喜市保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市保健センター条例施行規則(平成22年久喜市規則第136号)の一部 を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。 様式第1号を次のように改める。

久喜市保健センター利用申請書

						受付番号第			号	
							年	月	目	
							+	Л	Н	
久喜市長 あて										
					ſ	主所				
		申請者								
	<u>氏名</u>									
	(責任者) 電話番号 —									
次のとおり利用したいので申請します。										
利用日時	年	. 月	日 ()		F-24	1				
	午前 午後	時	分から		午前 午後		時	分まで		
利用目的	, , ,				1 124					
利用施設施設名に	中央保健センター	会議室		母子保健相						
						467.77				
○印		利用人員	人	利用	人員	人	利用人	.貝	人	
	栗橋保健	会議室		栄養指導						
	センター									
		利用人員		利用人員		ı				
利用の			人			人				
利用の 条件										
21011										
/+tr -+x		•								
備考	使用備品等	•								

様式第2号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。 様式第3号を次のように改める。

久喜市保健センター利用許可書

						許可番号第			号
							年	E)	月 日
申請者	様								
次のとおり) 利用を許可	丁します。							
					久喜同	市長			印
利用日時	年	三月	月 ()		T	1			
	午前 午後	時	分から		午前 午後		時	分まで	で
利用目的									
利用施設 施設名に	中央保健センター	会議室		母子保健相談室			栄養指導室		
○印		利用人員	人	利用	人員	人	利用	人員	人
	栗橋保健	0 =			W W HAW				<u> </u>
	オ個体度センター	会議室		栄養指導室					
		利用人員	人	利用	人員	人			
利用の									
条件									
備考	使用備品等	È							

様式第4号中「第5条関係」を「第4条関係」に改める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。